

国土専建第59号
令和2年3月31日

(一社) 全国建設業協会 会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度について

見える化評価の適正な実施を確保し、専門工事企業が施工能力等に応じて適正に評価され、選ばれる環境の整備を図るため、今般、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和2年国土交通省告示498号）（以下「告示」という。）を公示したところです（別添1参照）。

また、告示に定める内容をより具体的かつ明確に示し、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度の適正かつ円滑な実施を図るため、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定いたしました（別添2参照）。

つきましては、告示及びガイドラインの趣旨及び内容を十分にご理解の上、見える化評価基準を策定することや、建設技能者の担い手確保に資する処遇改善に向けた取組について、ご対応をお願いいたします。